研究史上の課題を感じた。前近代対外関係史の到達点である本書を通じ、評者はこのような

対外史研究の到達点を見て戴きたい。 対外史研究の到達点を見て戴きたい。 第四に、敢えて苦言を呈すると、本書の頁数に比べ、収めた論 第四に、敢えて苦言を呈すると、本書の頁数に比べ、収めた論

(吉川弘文館 一九九五・一刊 A5 五一四頁 九九七〇円)

塚本 元著

中国における国家建設の試み

-湖南一九一九——九二一年——

川 島 真

Ⅰ. 本書の内容紹介

表の学界動向文を加えて、全体としてまとまりをもたせた論文集文を底稿とした既発表の諸論文を一部改訂して収録し、更に既発本書は、著者が一九八六年に東京大学法学部に提出した助手論

〇四(三三)

である。本書の構成は以下の通りである。

史(一九〇〇―一九一九)) 第二節 本書の視角/第三節 湖南における政治勢力/第四節 中国政治第一章 問題の基本的視角(第一節 中国近代政治史のとらえ方/

動/第二節(駆張運動の展開/第三節)安直対立と湖南)(第二章) 五四運動から駆張 運動へ(第一節)湖南における五四運

家建設の阻害要因) /第二節 国家建設の試み/第三節 連省自治の政治的意味/第四節 国 第三章 第三次譚延闓 政権(第一節 譚延闓政権における政治構造

運動) 運動 財政金融問題の深刻化/第四節 南北対立と連省自治設の試み/第三節 財政金融問題の深刻化/第四節 南北対立と連省自治第四章 趙恒惕 政権(第一節 趙恒惕政権の成立/第二節 国家建

第五章 展望

アメリカにおける「軍閥」研究の隆盛/三 研究の新たな展開/四 結補論 「中国近代軍閥」研究をめぐって(一 中国及び日本/二

あとがき

にかえて)

を国家建設が着実に進行されていた時代として再評価しようといの区分法には、これまで混乱の側面が強調されていた北京政府期中九〇〇年で二分し、後半を国家建設の過程として把握する。こ時代区分として、一八四〇年から一九四九年に至る中国政治史を、年から二一年の湖南省の政治が分析対象として設定される。またという視角から辛亥革命から北伐開始に至る時期の中国政治の歴第一章では「近代中国における国家建設が如何に進行したのか第一章では「近代中国における国家建設が如何に進行したのか

う意が込められている。そして全中国・省・県・共同体という政 あり、 析対象から湘西は外される)、自然的にまとまり農業の地位は比較的 ざるを得なかったとする。なお湖南省の環境については 設の単位として中華民国を設定するものの、省レヴェルで行われ 有の政治構造が存在し、この下で実行に移される国家建設は、 立と中国分裂が組み合わさり、「多元的地域構成」とも言える特 治を支える多層構造とメカニズムがあり、この多層構造に南北対 高いものの工業面では沿岸部から遅れ、列強の進出も比較的遅れ ので政治的に様々な経験をし、また中国全体に大きな影響を与え たとし所謂「西洋の衝撃」論を回避する。本書での湖南は、 manist elite)であり、更にこれを世代(形成過程と性格)によって 質的に独立した」政権であり、そこに推進される国家建設の担い 洋勢力に対抗する湖南は南方陣営に属するという図式だとする。 南支配層との対抗関係を基軸とし、南北の境界に位置するので北 る地域だとされる。政治勢力については、北洋系勢力と地元の湖 に社会経済的な文脈では内陸と沿岸の中間なので一般化が可能で 軍幹部や専門技術官僚がいるとする。 手は、省エリート(≠ブルジョワ/provincial elite, urban refor 人」とに三分する。また、省エリートの他に、支配層として湖南 新政」の担い手と「新政」により生み出された者と「革命的知識 方で当時の政治状況を、特に各省政権が「独立度の高い」「実 第二に南北対立という政治的文脈ではその中間に位置する (但し分 第 建

ユ四運動を検討する。湖南の五四運動は、省エリートによる日貨 第二章「五四運動から駆張運動へ」では、まず第一節で湖南の

> 堯政権は、これを監視していたものの、統治上の問題で容認せざ ボイコット 代の連省自治運動の前提でもあった。第二節では、張政権と省エ の新しい形態で展開されたが、中核には学生を中心とする革新的 るを得なかった。この運動は、 る。 過程の中で描きだす。また、同運動の原点を「地方感情」に求め リートの対立を省財産処分問題などを契機とする駆張運動の展開 ったが、これは新教育を受けた革命的知識人登場の、 知識人がいた。また五四運動と密接不可分な新文化運動も活発だ 中国全体の状況によって張政権は滅亡するが、ここで著者は湖南 の中で論じる。湖南内部の要因ではなく反安徽派連合形成という サス形成を促す。第三節では駆張運動の結末を安直対立の枠組み 力を得ることに失敗するが、むしろ「湘人治湘」というコンセン である張を排斥する性向を指す。この運動は、 響を与えたとする。なお駆張運動の分析を通じて湖南軍の強大な しつつ、同時に譚延闓ら湖南支配層が中国全体の政治情勢にも影 政治も全中国レベルの政治の影響を受けざるをえないことを指摘 この際、「地方」は省それ自体を指し「感情」は他省の出 運動などの反日ナショナリズムとして始まった。 街頭演説・ビラの配付・デモなど 企図した他省の協 また二〇年

いたのに、その後目標を失って分裂したものである。そして、諸係として把握する。これら支配層は、駆張運動下では一体化して長沙総商会、湖南省議会、長沙公団勢力、湖南軍幹部)の協調・対抗関持した第三次譚政権の政治構造を、五つの集団(省政府高級官僚、第三章「譚延闓政権」では、権力政治の上では独立的地位を保

軍

事力のもつ意味の大きさにも言及する。

書

げる。 成果を挙げることはできず、譚政権も崩壊するに至る。 連省自治運動も軍事支出による財政難が阻害要因となって大きな 統性を確保することにあった。だが、こうした一連の国家建設、 府から中立的位置に立ちつつ、全中国レヴェルの新たな政治的正 が集まり連邦制による中国を建設するという構想にもとづいてお の確保、アメリカ民主主義の影響があるが、政治的意味は南北政 連省自治運動は、省自治を達成した上で省憲法を制定、更に各省 建設を目指していたために、 集団の国家建設の例として長沙公団勢力・省政府の主張をとりあ 運動拡大の背景には、南北両政府への不信感、 更に、この国家建設が湖南を単位としながらも中国全体の 連省自治へと収斂していくとする。 政治的正統性

時期には労工勢力も革命的知識人によって一政治勢力化していた。 体としては纏まりながらも、 建設を抑える立場にたち、 確かに革命的知識人が加わり運動は拡大したが、趙政権は早急な 請という独自の運動を展開したために、この運動は分裂し始める。 張が高まると、長沙公団勢力が憲法の早期発布と省政の民主化要 成立を前提とし湖南を強い自治権をもつ「邦」とすることを模索 集団の支持下で「学者制憲」という手続きをとり、連邦制中国の 目指す点で変わらない。趙はまず省憲法制定に取り組み、省内諸 支持基盤は譚政権と変わらず、政策も連省自治による国家建設を ち湖南軍総司令に就任した趙の国家建設が述べられる。 第四章「趙恒惕政権」では、一九二○年末に湘軍内部抗争に勝 しかし、一九二一年秋に湖北で湖南軍が敗北して軍事的緊 かつては同調していた省内諸集団も全 立場の違いが顕在化する。 同政権の またこの

> 招くことになり、連省自治運動も大きく躓くことになる。 点として期待した湖北への進出も、結局呉佩孚による湖北支配を く。一方、連省自治を通じた国家建設を目指す趙政権が第二の拠 **ート)と明確に対立する結果となり、軍人独裁の性格を強めて** とも言える方法で一部解決したものの、軍人への未払い給与支払 そして、 い問題を契機として資金提供を要請された長 沙総 商会(=省エリ 確かに趙政権は譚政権が課題としていた財政問題を強引

うことである。 設を目指す改革の試みの中で、最大のものが連省自治であるとい は省エリートであったこと。第三に、湖南における様々な国家建 明らかになったことが述べられる。第一に中国政治全体 の 構 造 模範省たる湖南は孤立するに至る。最後に、本書の分析を通じて 分析時期に湖南省政治において最も大きな役割を果たしていたの 治のあり方を規定する重要なファクターであったこと。 自治による国家建設への支持は急速に低下していき、連省自治の 持も失うこととなった。このため、省内でも中国全体でも、 降の運動も、財政問題と趙政権が抱えていた軍人政権的性格のた めに実行困難となり、革命的知識人ばかりでなく省エリートの支 全体での連省自治に対する動向が紹介される。しかし、二二年以 選出、省長民選、憲法の実行という連省自治に伴う動きや、中国 第五章「展望」では、男女平等の普通選挙による省議会議員 多層構造と多元的地域構成 ――が湖南における省レベルの政 第二に、

本書の意義と問題点(一) 湖南「独立」を繞って

II

である。これは、革命史が一つの主流であった七〇年代の潮流に この際、北京政府期の「分裂」「腐敗」「軍閥傀儡」などが強調さ あり、 提唱する傾向がある。この際「引き合い」となるのは北京政府で 国民政府に戻し、国民政府の重要性を指摘して「民国史重視」を 視されているが、昨今テイクオフの時期を社会主義建設から南京 国近代史研究では、近代化論が現在でも基本的分析概念として重 通じるところがある。但し、西村が南京国民政府期に重点を置く 主義革命もこの連続性の中で理解しようとする西村茂雄の議論に 通じた中国政治の課題を「国民国家」への志向だと見なして社会 対する反論として有効である。また、こうした議論は二〇世紀を 全体を捉える枠組みを「国家建設」というかたちで提示したこと いう概念を使いながら分析したことにある。日本では、中央政府 とであり、この点で本書が北京政府期の政治史に一つの枠組みを 我々が実証なくしてそれを鵜呑みにしてはならないのは当然のこ 前 策の「頑張り」を主張する議論がある。しかし、国民政府期には のに対し、本書では実証の中心が北京政府期に置かれている。 ぁ 本書の意義は多岐にわたるが、重要なのは以下の二点だろう。 |示した意味は大きい。第二は、省レベルの政治を省エリートと 政権に対する非難を通じて、正統性を高める論陣が張られた。 ったが、八〇年代に公刊された新聞史料を駆使して湖南「省」 政策や状況を分析して「中国政治史」を標榜することがかつて 当時の日本の「支那論」にも大きな影響を与えたが、今日の 北京政府を負の比較対象とすることで国民政府の近代化政 は、 これは八○年代前半の課題ではあるが、中国近代史 中

中に落とす試みがなされたことは実に注目に値する。レヴェルの政治を、ディテールをともなわせながら中国政治史の

ことも注目できる。(2) 特殊性を論じるよりも、むしろ事例研究と見做して中国の全体像 る視点は、ショッパが提示し、省レヴェルの政治を分析してその を実質的な「政治的発展 (political development)」の時代と捉 閥」研究によって方向づけられている。二○世紀最初の三○年間 動が区別困難だという問題にも、革命的知識人をも射程に含める さは本書の補論に表れている。また省エリートという分析枠組み み」が本書なのである。著者のアメリカの学界に対する造詣の深 代前半までのアメリカの議論を摂取、採用した日本で最初の「試 エシェリックらが提示した。民国政治史をリードしていた八○年 を明らかにしようとする試みはフィンチャー、キューン、ローズ、 の中国」の地方政治を論じる上での一つの道標となるだろう。ま については、従来から盛んな明清の郷紳論と繋がり、「帝政後期 た、ランキンらが提起した、実際には改革(立憲)運動と革命 省エリート」という高位概念を用いてクリアしようとしている 本書のこうした議論は、 八〇年代前半までのア メリ カ の

デルが、分析対象である当時の省エリートの目標であり史料用語特に本書の課題とされている「国家建設」という些か単線的なモられないということである。だが、他にも問題がある。それは、重要である。端的に言えば、近代化以外の変化にスポットが当てを抱えている。特に政治近代化論それ自体が抱えている問題点はしかし、この研究自体が「試み」である以上、幾つかの問題点

評

書

評

あるので、こうした土俵批判はなるべく避けて著者の採用した枠 コーエンが疑問と矛盾を感じた点でもある。だが、紙幅の制限も(4) 組みに則して考えてみたい。 この点はアメリカの七○─八○年代前半の研究状況に対してP・ 既に「近代化論者」になってしまっているのに、分析する側もが とは言うまでもない。現在のアジア研究においても、分析対象が をそのまま分析枠組みに採用すれば、見えなくなることが多いこ でさえあることである。目標は目標として史料に現れるが、 「近代化論者」になってしまうことにより、問題が生じている。(3) それ

ける「国家建設」から普遍化を試みるのか、「中国の国家建設 視角がある。一つは湖南をサンプルとして全体を見ようとする視 れていないために、説得力に欠ける面がある。これら一般化にと っている。 ない。そしてそのために、湖南という「中国」の一構成要素にお る視角である。しかし、本書の叙述の中では両者が弁別されてい との相互関係にも特に留意」しようとする。ここには二つの分析 国政治全体の歴史的特色」を明らかにしようとしている。そして 国政治全体の政治状況に大きな影響を与えている」として、「中 なりの程度一般化が可能」であると捉え、また湖南の「動向は中 |国家建設」を分析の柱に据え、「全中国レベルの政治及び他地域 おける湖南の位置づけを明らかにしようとしたのかが曖昧にな 本書は、湖南を「省レベルの政治として特殊な例ではなく、 湖南での事象が特殊ではないという根拠が文中であまり示さ もう一つは湖南と全国・他省との関連から全体を見ようとす また湖南からの一般化を筆者は「可能」だとしている か

もなら問題を湖南の「独立」という点から考えてみた

ではないだろうか。また、本書の中には、(5) 圧した後に北洋系の都督と軍隊が駐留したことを以て「湖南の独 ある。また歳入の面について言えば、公債についても検討すべき 税なのかを明らかにするべきであり、検討すべき課題は多い筈で 議論がサンプルなのか否か明確でない原因は、用語の確定がなさ らかにすべきである。そして例えば財政権なら、田賦なのか賦課 されていない点が問題なのだ。政治学の著作としては、ここを明 の「独立」なるものについて、何が「独立」しているのかが明示 れない為である。すなわち、本書で主張されている中央政府から そもそも「独立」とは何か。この点が大きな問題である。本書の 南も一つのサンプル足り得ると思う。しかし、「独立」はどうか。 が、通説に従えば、重要な位置を占める省という点については湖 重要な役割を果たしていたと一般的に言えるだ ろう。評者は、 のだろうか。確かに、当時の権力政治において「省」が実質的に ないようである。では、この「独立」は一つの典型的サンプルな て、軍事・外交の諸権を担う主権国家としての独立を意味してい 府である北京政府や広東政府から「独立的地位」にあるのであ 時の中国はおおむね省単位の独立政権下へと分裂」「独立的 「省」なるものを一単位として分析することに疑問を感じてい る 立的地位」「北洋系勢力を排除して……独立度の高い地方政 にある省単位の政権」「この第一次譚延闓政権は……実質的に 「湖南軍は独自の指揮命令を保持」などがある。つまり、中央政 本書の「独立」の使用例を見てみると「権力政治の側面 袁世凱が第二革命を鎮 では 地 独 位

ことがあるので、簡単には議論できない。時期の中でさえも、この軍事権が北洋系や広東系に属してしまう独立を以て省の「独立」を見ることもできるが、本書の短い分析湖南が「独自の系統」をもっていたとする指摘がある。軍事権の立的地位も失われる」という指摘や、軍事的指揮命令権に関して

異なることであるかのような指摘があるが、その相違もより一層 筈である。 北京政府の外交権を否定する論陣を張るのだから、検討を要する している程であるから、 よりも「連省」の方に属する筈であり、国家建設を独自に行うと 政治的正統性を既存の中央政府に求めないという点は、「自治_ 明確に記述するべきである。本書で「連省自治」の特徴とされる 事柄なので、検討を要する筈だろう。また「自治」と「独立」は 連省自治運動の「連省」の先にある政府に外交権を委ねるべく、 いう議論で片づけることはできない。ワシントン会議の時などは 正統性が保持できないために外交権は中央に委ねていたというと をとりながら機能していた可能性がある。これを省レヴェルでは いう点は「独立」と変わりない様に思えるからである。 外交権に至っては、省内で発生した外交案件を北京政府が処理 むしろ交渉署が分析対象時期(の一時期)にも北京政府と連携 これらの諸権は連省自治運動の中で省憲法に明記されていく 加えて財政権や教育権、 権力政治の上でも「独立」とは断じがた 警察(公安)権等はどうなの

の面に問題を絞るにしても、確かに「北洋系勢力の直接の支配下あるためにサンプルなのか否か判定困難である。だが、権力政治以上のように、湖南「独立」は、そもそも言葉の定義が曖昧で

にある諸省においても各省支配層は無視できない政治的影響力をにある諸省においても各省支配層は無視できない政治的影響力をにある諸省においても各省支配層は無視できない政治的影響力をと比較して欲しい。

と比較して欲しい。

対して政治的運動を行ったこともあるという点、及び湖南軍のも 的なアクターとして参加するという指摘や、省外の湖南出身者に で指摘されている通りである。一方、譚が中国全体の政治に主体 言っても、自立的に湖南の歴史が展開したのではないことは本書 では中国政治全体の中で湖南の果たした役割という論点について での湖南を論じているようである。 国内政治に大きな影響を与えたという記述は、中国政治全体の中 つ強力な軍事力が背景となって張政権が崩壊し、そのことが中国 はどうなのだろうか。 全体との関わりを示しているのである。とすれば、 設への試みの中での湖南というわけではなく、 湖南からの普遍化にかなりの無理があることは以上の通りだが 湖南の「独立」とか湖南モンロー だが、これは全国的な国家建 湖南の国家建設と 湖南の全体と 主義とは

10九(三程)

評

評

かすのなら、一般化可能な部分と個々の事象において湖南だから などは一般化困難であろう。本書でなされている詳細な叙述を生 も一般化できる。こりした点で湖南の全国政治への働きかけはサ られる傾向だし、「通電」を通じて全国にメッセージを送ること に侵出したり、各地に代表団を派遣したりすることは他省でも見 の関わりもまた一般化の材料なのだろうか。確かに、督軍が他省 ンプルとなり得る。しかし、湖南軍の軍事力の強大さによる事象

こそ果たせた役割を区別するべきである。

ではなく、むしろ「国民」の生活の場となる社会の近代化を、主 書は「国民」という「国家の器の中身」自体について検討するの 設を意味するネイション・ビルディングとは異なる。つまり、本 この「国家建設」はステイト・ビルディングであり、国民国家建

に政治発展の面から説明しようとするのである。

中央と地方が互いに連携しあい、如何なる点でそうでなかったの を築こうとしたのか、中央と地方の関係で言えば、 俵にのって議論し、如何なる点で他からの干渉を嫌い独自の世界 期を「分裂」と捉える点では従来の見解と変わらない部分がある。 「近代化」が進行していることを明らかにして いるが、北京政府 裂」と断じるのには無理がある。それは、依然外交権に関しては と等に因る。著者は「国家建設」という側面では各省それぞれで 様に「臨時約法」が一つの正統性の現れとして支持されていたこ 治の「場」が存在していたこと、そして本書でも指摘されている 身者に働きかける等、省外の動向が政治決定の要因たり得たこと、 中央政府が一定の役割を果たすことがあったこと、省外の同省出 統一」か「分裂」かではなく、各省が当時如何なる点で同じ土 行われている中国近代共通の論題として把握して、民 国 期 に も 権力政治の側面で「省」が重要になっているからといって、「分 通電」を通じて情報交換が可能で「通電圏」とも言える様な政 なお著者は各省の「独立」を理由に中国の「分裂」を唱えるが 如何なる点で

かという点が今後の課題となろう。

本書の意義と問題点 (二)

次に本書の分析枠組みの核である「国家建設」を取り上げたい。

近代化モデルを否定する経済理論や政治理論が現れ(従属論や権威 の一員となるとされる。無論、その後現実を説明できなくなった され、国家建設に向け社会的に動員されて、国民として近代社会 受け入れられているようである。昨今アメリカで光緒新政を評価 主義体制論)、 近代化政策で住民が伝統的社会内部に逼塞している状況から解放 する論稿が増えているのはこの為であろう。こうした議論では を如何に形成するかという視点が欧米の学者にも比較的好意的に 得力を持ち、また一方近代化と民主主義を軸とする欧米的な国家 する際には、現在も「近代化」を標榜する国の「国史」として説 にあったアジアの国々の一九世紀から二○世紀前半の歴史を分析 くるプロセスは現在でも継続中である。特に、植民地化の危機下 られたと考えられるが、その分析対象が欧米からアジアに降りて ングという枠組みで分析する視点は、一九六○年代に欧米で始め 近代政治史をステイト・ビルディングやネイション・ビルディ 近代化が統合よりも分裂を引き起こしたとするエス

研究課題が提起されている。しかし、「中国史」はそもそも「中(8) 見られる。だが、本書で「湖南」という「地域」を対象としたの 国」「史」である。「中国」という言葉は(一九世紀末以降は)国家 較的手薄であり、筆者が革命史を相手どって「国家建設」を論じ され、また原史料が公開されたばかりであるため、研究蓄積が比 が「中国」史研究では、ここ十年で漸く新聞雑誌史料が大量公刊 確かに前述の昨今の政治史研究の課題とは食い違う面がある。だ の基本的単位としての「省」の一例とするためである。この点で は、「中国」相対化が目的ではなく、むしろ「中国」の政治統合 って、「中国近代」という言葉の呪縛から離れようとする志向も が多い。昨今は、対象を「中国」から「地域」に落とすことによ デルとかみ合わない「中国」的特殊性が現れる時期と看做すこと 或いは近代化を阻害する伝統社会の問題が赤裸々に現れ、西欧モ な清末から民国にかけての時期を、現在の政策の出発点として、 いては、特に「伝統」と「近代」の狭間に位置すると思われがち (現代化)」政策を推進している。だから、「中国」政治史研究にお ている。また今の北京も「ナショナリズム」を標榜し、「近代化 の大枠を示し、ナショナリズムを体現する語として使用されてき クトルをもった現象を統一的にとらえる理論が必要」だと新しい ニシティ論が現れた。現在では「政治統合と分裂という反対のべ

第一に「試み」の目標とその方向性、第二はその実行過程、第三析枠組みにする場合には、以下の三点を考えるべきだろう。まずさて、本書でとりあげられているような近代化の「試み」を分

たのにも理由がある。

点は割愛して、本書の記述に則して考えてみたい。 の重点を置いている。以下、近代化論それ自体のもつ論理的問題 究が多い中で、本書はむしろ「目標」と「実行」そのものに分析 本書では、「国家建設のビジョンの内容と、国家建設をめざす改 本書では、「国家建設のビジョンの内容と、国家建設をめざす改 基づく近代化の枠組みは、分析枠組みとして時には重要である。 は結果とそこに見られる限界である。こうした「達成の原理」に

省内事業と、国民大会開催提唱や連省自治運動などの他省との連 技術官僚も必要不可欠な存在であった。だが当時のエリート全体 書の分析時期の「国家建設」の担い手は主に省エリートであり、 で把握することも可能である。 ており、誤解を恐れなければ「近代化」「中国革命」という概念 継続している。また基本的枠組みは「中華民国臨時約法」に表れ 成することであり、光緒新政期に開始され、ある意味では現在も まず「国家建設」は、欧米諸国家をモデルとする近代的国家を形 にともなう財政難が原因で失敗する。省レヴェルでの建設の具体 にとって「国民的課題」として意識されているものの、軍事支出 立維持に置かれ、「中国の統一」とも置き換えられる。そして本 している様なので、整理するのは難しいが、試みに行ってみる。 九―二一年という短い期間でも、その内容が時間を追って変化 の取り締まり、実業振興、道路建設、 本書の「国家建設」については、内容が多岐にわたる上、一九 時期によるが、 教育の改革と充実、 目的は、 植民地化防止と中国 長沙市の改良事業などの 司法の改革、

評

一一一(三堯)

携 と民主主義を重視するという記述もある。(9) 国家建設の一部として実行されるとの指摘があるが、一方で一般 的な国家建設が集権と国権を重視するのに対し、連省自治が分権 事業に分類される。 なお、省内の建設は無論中国全体の

は、 ビジョンが各方面から提示されていたのである。 また 本 書 で は 会議開催」「連省」=「統一」なのか。本書では、当時の事情に即 ージと方法については当時多数の議論があった筈である。「国民 叫ばれていたのは当然である。だが、その「統一」の具体的イメ ず第一に「中国の統一」についてである。本書では「国家建設' 広範な支持を得るとしているが、本当だろうか。当時の中央政府 京政府や広東政府が主体として期待されなくなり連省自治運動が の内容も期待される主体も異なっており、非常に多くの「統一」 の方は手薄であろう。当時の「統一」は、時と場合によって、そ ったので、内外から権力を一元化するという意味での「統一」 存在しており、いわゆる中央政府の法令の及ぶ範囲にも限界があ は何か。当時の中華民国国内には実効的統治力をもつ政権が多数 すなわち中国の統一」という表現が随所に見られるが「統一」と 面があり、たとえそれが単なる「殻」で あって も、 した「自治」の具体的ビジョンが提示されているものの、「統一」 統一」の主体について、上海和平会議の挫折以後、一般的に北 さて、本書の国家建設に関しては以下の四点の疑問がある。 の主体となる可能性を二〇年代に入っても有していた。その 確かに強力な統治機構を有していなかったが、しかし少なく 「国家の枠」を維持するための対外的主体として期待される 対外的「統 から ま

> 動、張紹曾や呉佩孚の盧山国是会議、上海の国民会議などに対す 上 が、各々の特徴もあるので、今後の個別研究が待たれる。 議にも当然無関心だった。当時の「統一」構想には限界があった るように地方行政会議には湖南は参加しなかったし、盧山国是会 る湖南のスタンスも明確ではない。例えば、金子肇が指摘してい の位置づけも、北京政府を主体とする地方行政会議や国会再開運 いのである。本書では、数多くの「統一」構想の中での連省自治 前述の通り連省自治が広範な支持を受けていたとは考えが

地方の問題などを論じて、省都の国家建設政策が省政治に如何な 『長沙大公報』にも省内各県に関する記事は多い。省内の中央と 筆者が拾っていた記事は、紛れもなく「省都」の動向なのではな 県議会や県規模の軍事勢力に対する指導力も強くないことも多か くの場合中央から見た「省」なるものは「省都」にしかなく、各 常に共同歩調をとっていたわけではないし、第二に省内でも省議 城には連省自治構想を持つ省があった。だが、まず第一に各省が を分析しても「全国政治」を説明できないというのに、「省都 や「浙江」といった「省」を迂闊に主語にできない 筈 で ある。 会と省長、督軍の間で省内に齟齬があることもあるので、「湖南 の政治を分析して「省政治」が明らかにできるのか、疑問である。 いだろうか。それは「中央から見える地方」であって、果たして った。本書の根本史料『長沙大公報』は、「省都」の新聞である。 「省」を政治的統合の単位と看做すことは時にはできようが、多 「省」レヴェルの政治と言えるだろうか。当時の北京政府の 政治 また連省自治そのものに対しても疑問がある。確かに、長江流

る影響を与えたのか、或いは各県も各々国家建設政策を実施して たのか。 今後の課題となろう。

ある。 内で起こった外交案件に関して、本書では中央研究院近代史研究 どにみられる様に連省自治構造では外交権は基本的に「国政府」 が、これは各省が対外交渉権を有することを意味してはいまい。 明で「交渉」という項目が省憲法に設けられたという指摘がある どうして外交権が検討されないのか。外交権を無視したステイト いることを注記で指摘している。これは当時の 国家 建設 (中国の 所の外交檔案を補って、当時の交渉が時には北京政府で行われて 実際の対応は先に述べた通りである。そして、 分析時期に湖南省 るために必要なパリ講和会議、ワシントン会議が開かれた時期で 交は如何に行われていたのか。それこそ「中国の独立を維持」す れも「構想」であって、実際ではない。では本書の分析時期の外 を得ることが求められる程度であったろう。だが、これらはいず に属する活動を指していると考えられる。また浙江省憲法草案な 「交渉」とは既に清末以来各省で機能している「交渉署」の 系譜 いう指摘があるが、そういうことが目標にされたことはあるにし の確保を可能とする手段としての機能を連省自治が有していたと はあり得ない筈である。本書では全中国レヴェルの政治的正統性 第二に、 の重要な位置を占める筈の外交に関して、 本書ではこれらの会議に関する記述が手薄だが、 具体的に機能したことはないのである。また連省自治の説 各々の省に関連する条約などの締結の際には各省の許可 中国の独立維持のための「国家建設」であるならば、 湖南に具体的な その時の

> ビジョンがなかったことを示すのではないか。 外交については日本でも閲覧が可能な英国の外交史料が使用され としての「国家建設」の援用には限界があるのではないか。また、 史的背景をもつ「国家建設」だということになり、論理的枠組み 外交権について考慮しなかったのだとすれば、それはすぐれて歴 ていない点が残念である。 湖南の国家建設が

事業の内容が僅か三年のうちに変化する点も、担い手と利 思う。近代化の阻害要因を軍事支出による財政難だけに求めるの 設の実行の停滞に関して別の理由が見えてくる可能性がある様 をあげているが、「試み」が省内に与えた影響を考慮すれば、 的」に止まり、単なる「頑張り」指摘に止まってしまう。本書で の新たな混乱が生じたのか、それとも秩序が整う方向に向かった 建設の「試み」が提唱され或いは実行された結果、省内に如何な しれない。 では、従来の中国近代化失敗論の焼き直しとなろう。また、 は、「試み」が「試み」に止まった理由として軍事面からの財政 る影響を及ぼしたのかが問題である。公共事業に伴う利権争い等 か。この点が明らかにならないと、分析が「試み」以前の「目 第三は、省都の国家建設諸事業の省全体に対する影響である。 或いは建設事業の実行過程における問題から説明できるかも 建

0

国 省」には至らなかったために、中央政府の統治力の弱体化と諸外 外交の分野から見ると、「自治」が実行できた省があっても「連 に受け取られ、 そして、連省自治運動の中国全体に対する影響も問題である。 国権回収運動の妨げとなった。だが、 連省自治

評

たのである。こうした事象が共同管理説などに拍車をかけたこと 確な規定をもたず、交渉に耐えりるスタッフも揃えよりとしなか 諸省が外交に関して明確なビジョンをもっていれば支障はなか は言りまでもない。計画が如何に理想的であっても、実行経過と ったので、諸外国は時には公式の外交チャネルを失うこともあっ たのだが、「連省」が叶わなかった上に、各省が外交に関して明

結果を見なければなるまい。

情があることも確かであり、各省が各々の事情を抱えていること 鳴」の時代であるから、様々なビジョンが提示された点は 省都では多くの改革が計画・実行された。当時は一種の「百家争 否かという点である。確かに湖南では「中国の統一」が求められ、 況に関する研究が進み、それぞれの特色が明らかになることを望 政治全体の特色」と言えるであろう。しかし、湖南には湖南の事 第四は、結局この国家建設が当時の中国全体のサンプルなのか また全省に共通して言えることである。今後、各省の政治状 「中国

設」などの分析枠組みを利用する際に、史料用語との整合性が曖 本文中に日付が記してあれば特記する必要はないと思われる。 わざ碼電などと記入しているが、これは日付を表すものなので されていなかった様に思う。また電文の引用部で本文中にもわざ 報』であるが、これを用いて「報界」を論じる部分と、それ以外 部分では史料の価値が異なる筈であるのに、そうした区別がな 以上、幾つかの疑問を列記してきたが、 最後に一点、史料について、本書で使用されている『長沙大公 問題の第一は「国家建

ズムと分権化が同時に進むのは何故か、如何にして可能になった 史」を論じるだけではやはり不十分なのであろうか。ナショナリ 昧であったこと、第二は湖南史を中国史という枠の中に落とす際 のかという課題はまだまだ解決されないようである。 の普遍化に限界があったことであった。中国史における特殊性も 般性も論じることなく、湖南に即した地域史と して の「湖 南

- 註(1) 西村茂雄『中国ナショナリズムと民主主義―二〇世紀中国政治史 る『国民国家の論理』とナショナリズム・社会主義」(『歴史評論』五 の新たな視界』(研文出版、一九九一年)、同「二〇世紀中国を通底す 一五号、一九九三年)など参照
- (2) 本書の主要分析概念である「省エリート」は、従来は「立憲派」 『清代社会経済史研究』岩波書店、一九七五年所収)、岸本美緒「明清 異なるとされる。本書の図式は「伝統=郷紳=在地レヴェル」「近代 省レヴェルの存在であった点で、伝統的性格を強調する「郷紳」とは 強く志向した点、そして彼らが在地共同体レヴェルの政治とは別個の に示唆をうけている。だが、実際には郷紳層の一部を成するこの集団 として把握されていた集団を指し、論理的には市古宙三の郷紳革命説 用語の有効性についての内山雅生の疑問(『史学雑誌』〈回顧と展望〉 波書店、一九九〇年所収)など参照。 時代の郷紳」(柴田三千雄他編『権威と権力』〈世界史への問い7〉岩 いては重田徳「郷紳の歴史的性格をめぐって――郷紳観の 系譜」(同 =省エリート=省レヴェル」というところだろう。明清の郷紳論につ も、国家建設に関する諸改革と密接不可分で、彼ら自身が国家建設を 一九八七年)には応えていない。 なお著者は、 省エリートという
- (3) 矢野暢編『地域研究と「発展」の論理』(〈講座 一九九三年、 弘文堂)の諸論文参照 現代の地域研究

- (4) Cohen, P. A., Discovering History in China: American Historical Writing on the Recent Chinese Past, New York, 1984. P・A・コーエン著・佐藤慎一訳『知の帝国主義』(平凡社、一九八八年)参照。なお、コーエンは、「伝統―近代性」パラダイムは基本的に「衝撃―反応」パラダイムの延長上にあるとしている。本書では、「西欧の衝撃」論を回避しようとする志向があるが、本書が西欧国家を目指す「国家建設」を分析する以上、それこそ「衝撃―反応」パラダイムの援用であろう。
- Warlordism,『民国研究』第一輯、一九九四年がある。して、Hans J. van de Ven, Public Finance and the Rise of 民国初期の地方政権の租税収入と軍事支出に関する最近の成果と
- (6) 民国十年十月六日外交部収、湖南総司令部代電一件「太平洋会議(6) 民国十年十月六日外交部収、湖南総司令部代電一件「虚氷いては、民国十年九月二一日外交部収、院交抄府秘書庁函一件「盧永には、民国十年九月二一日外交部収、湖南総司令部代電一件「太平洋会議(6) 民国十年十月六日外交部収、湖南総司令部代電一件「太平洋会議
- 一九九五年四月を参照のこと。 Chinese History, 『近代中国史研究通訊』一九期、中研院近史所、Chinese History, 『近代中国史研究通訊』一九期、中研院近史所、のカラップでは、Horowitz,
- 大学出版会、一九九四年)参照。 大学出版会、一九九四年)参照。 山影進『対立と共存の国際理論―国民国家体系のゆくえ』(東京
- 権を重視するのは「自治」であり、「連省」は、「集権」とは違うにし(9) 地方分権と民権との関連は溝口雄三も指摘しているが、分権と民

評

所又)参照。 千雄他編『国家と革命』〈世界史〈の問い 10〉岩波書店、一九九一年として一括されることがある。溝口雄三「中国の民権思想」〈柴 田 三は各々性格を殊にする部分があるが、本書ではしばしば「連省自治」ても「国権」を非常に重視するのではあるまいか。「連省」と「自治」

- (『民国研究』第二輯、一九九五年)参照。(1) 拙稿「華盛頓会議与北京政府的籌備—以対外"統一"為中心」
- (1) 例えば、ワシントン会議に関して浙江督軍盧永祥が連省自治運動(1) 例えば、ワシントン会議に関して浙江督議会民国十年常年会議所江省議会は特にそれを支持せず、更に盧山国是会議や上海国民会議事録』「浙江省議会は特にそれを支持せず、更に盧山国是会議や上海国民会議の「連省」に繋がる様な太平洋委員会の組織を呼びかけるのに対し、の「連省」に繋がる様な太平洋委員会の組織を呼びかけるのに対し、の「連省」に繋がる様な太平洋委員会の組織を呼びかけるのに対し、の「連省」に繋がる様な太平洋委員会の組織を呼びかけるのに対し、の「連省」に繋がる様な太平洋委員会の組織を呼びかけるのに対し、の「連省」に繋がる様に関して浙江督軍盧永祥が連省自治運動
- (1)『浙江省憲法会議議事録』『中華民国浙江省憲法』(浙江省図書館(1)『浙江省憲法会議議事録』『中華民国浙江省憲法』(浙江省図書館

研究助成金の交付を受けた成果の一部である。 【付記】 本研究は平成七―八年度文部省科学研究費補助金及び笹川科学

(東京大学出版会 一九九四・四刊 A5 二九二頁 五九七四円)